

○ 入札辞退者等の取扱いについて

平成11年8月24日
要綱第352-2号

入札参加者として指名を受けた者が、辞退の申し出をする場合、次のとおり取り扱うこととし、平成11年8月24日以後に入札を執行するものから適用することとする。

記

- 1 入札参加者として指名を受けた者が、入札執行の完了に至るまでの間において入札を辞退した場合、原則として指名競争入札参加者の追加指名は行わないものとする。この場合において、あらかじめ通知して当該入札を辞退したときは、これを理由にして以後の指名等に何ら不利益な取扱いをしないものとする。
- 2 入札執行前における辞退の申し出は、書面により確認することとし、別記第1号様式を標準とした文章を提出してもらうこととする。
- 3 入札執行中における辞退の申し出は、口頭により入札を執行する者に対し行わせることとする。
- 4 指名を受けた者が前2項により入札を辞退した場合は、契約締結決定書「入札結果」欄等に「辞退」と記載するものとする。
- 5 この取扱いは、見積書提出について通知を受けた者が、見積書の提出を辞退する場合に準用するものとする。

別記第1号様式

入 札 辞 退 届

契 約 名

入札執行の日時 平成 年 月 日 時 分

このたび、上記契約の指名の通知を受けましたが、都合により入札を辞退
します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

上ノ国町長

様